

別紙 1

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～34. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>35.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,941,800,000株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～34. (現行どおり)</p> <p><u>35. AI (人工知能)に関するソフトウェア及びAI (人工知能)を活用したサービスの研究、企画、開発、制作、販売、提供、配信、保守及び運用</u></p> <p><u>36.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,941,800,000株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u></p> <p><u>普通株式3,941,800,000株</u></p> <p><u>第1回社債型種類株式75,000,000株</u></p> <p><u>第2回社債型種類株式75,000,000株</u></p> <p><u>第3回社債型種類株式75,000,000株</u></p> <p><u>第4回社債型種類株式75,000,000株</u></p> <p><u>第5回社債型種類株式75,000,000株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式及び第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式 (以下、「社債型種類株式」と総称し、第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)のそれぞれにつき100株とする。</u></p> <p><u>(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</u></p> <p><u>第10条 当社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式を有する株主 (以下、「社債型種類株主」という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事</u></p>

<p>第10条～第11条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</u></p> <p>第11条～第12条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 社債型種類株式</u></p> <p>（社債型種類株式優先配当金）</p> <p><u>第13条 当社は、第47条第1項に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主又は社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下、「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</u></p> <p><u>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（15パーセントを上限とする。以下、「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）</u></p> <p><u>「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。</u></p> <p><u>2 ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行</u></p>
--	--

	<p>に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>3 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</p>
(新設)	<p>(社債型種類株式優先期中配当金)</p> <p>第14条 当社は、第47条第2項又は第3項に基づき12月31日以外の日を基準日（以下、「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下、「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p>
(新設)	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額</p>
(新設)	<p>2 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第16条 社債型種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第17条 当社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該社債型種類株式を取得すると引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。</u></p> <p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>第18条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。</u></p> <p><u>2 当社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p><u>3 当社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>4 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。</u></p> <p><u>5 前項の規定に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の</u></p>
<p>(新設)</p>	



<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(2) <u>当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役及び取締役会</p> <p>第27条～第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役及び監査役会</p> <p>第37条～第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条～第48条 (現行どおり)</p>
--	--

ご注意：

本開示文書は当社の社債型種類株式に係る定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本開示文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。